

【事例3】平成11年以後において新築等した家屋又は増改築等した部分を居住の用に供し、かつ、平成15年において増改築等した部分を居住の用に供した場合

【記載例3-1】先の新築等した家屋に係る住宅借入金等と後の増改築等した部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けるとき

控除額

次の算式により計算する（措法41 六イ）

$$\left[ \begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高 5,000万円)} \end{array} \right] \times 1\% \dots\dots [100円未満の端数切捨て]$$

設例

居住開始年月日	平成11年1月15日	土地等に関する事項	
家屋に関する事項		土地等の取得対価の額	25,000,000円
家屋の取得対価の額	20,000,000円	土地等の面積 / うち居住用	120㎡ / 120㎡
家屋の総床面積 / うち居住用	100㎡ / 100㎡		
住宅借入金等に関する事項			
住宅借入金等の内訳	住宅及び土地等		
年末残高（当初借入金額）	19,000,000円（20,000,000円）		
居住用開始年月日	平成15年11月15日		
増改築等の費用の額 / うち居住用	5,000,000円 / 5,000,000円		
住宅借入金等に関する事項			
住宅借入金等の内訳	住宅のみ		
年末残高（当初借入金額）	4,900,000円（5,000,000円）		

【控除額計算明細書】

2 新築又は購入した家屋等に係る事項		3 増改築等をした部分に係る事項	
居住開始年月日	平成11年1月15日	居住開始年月日	平成15年11月15日
取得対価の額	20,000,000円	増改築等の費用の額	5,000,000円
総（床）面積	100㎡	うち居住用部分の金額	5,000,000円
うち居住用部分の（床）面積	100㎡		

※ ①の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金（取得）等特別控除を受けることができます。

4 控除証明書の要否	平成16年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の文字を <input type="checkbox"/> で囲んでください。	要する
------------	--	-----

5 住宅借入金（取得）等特別控除額の計算	（次の該当する算式により計算します。）
住宅借入金等の年末残高の合計額	④ 4,900,000円 ⑤ 19,000,000円

※ 「住宅借入金（取得）等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書」を使った場合には、その計算明細書の④の金額を転記します。

居住の用に供した日等	住宅借入金等の年末残高の合計額	住宅借入金（取得）等特別控除額（100円未満の端数切捨て）
平成11年1月1日以後に居住の用に供した場合	④ 23,900,000円 × 0.01 =	(最高50万円) 239,000円
平成10年中に居住の用に供した場合	④が2,000万円以下のとき ④ × 0.01 =	, 00円
または、平成11年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合で「経過措置の計算方法」を選択した場合	④が2,000万円を超えるとき ④ × 0.005 + 10万円 =	(最高25万円) , 00円
阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合	④が1,000万円以下のとき ④ × 0.02 =	, 00円
	④が1,000万円を超え、2,000万円以下のとき ④ × 0.01 + 10万円 =	, 00円
	④が2,000万円を超えるとき ④ × 0.005 + 20万円 =	(最高35万円) , 00円

（注）申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の新築等した家屋に係る居住開始年月日と後の増改築等した部分に係る居住開始年月日のいずれも記載する。